平成２９年（フ）第３７３号
茨城県坂東市逆井1718番地73
破産者　小松崎睦雄
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第１３号
岐阜県多治見市大針町191番地の31
破産者　小林　　翔
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第１９５号
愛知県一宮市神山１丁目13番２号
破産者　尾藤　裕子
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２２４号
愛知県江南市宮後町砂場北56番地　ＢＩＦＲＯＳＴ大日301号
破産者　佐藤　　真
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第８号
愛知県一宮市木曽川町黒田七ノ通り258番地１　シャルムセブン302号
破産者　篠原　　悟
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１３７号
愛知県豊川市諏訪２丁目263番地、従前の住所愛知県豊川市明野町１丁目９番地　コーポ小林101号
破産者　鈴木智代乃こと鈴木智予乃こと　鈴木チヨノ
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第２０５号
愛知県豊川市東豊町４丁目35番地　エルディム東豊Ａ棟105号
破産者　村田　英共
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第６０７号
大阪府守口市八雲中町１丁目10番３－402号
破産者　田辺雄一こと　田邊　雄一
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７４２号
大阪市城東区今福南４丁目10番３－307号
破産者　阿久津吉弘
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４９号
兵庫県西宮市津門宝津町12－21－202（前住所兵庫県西宮市大谷町１番27－１号）、住民票上の住所兵庫県西宮市今津巽町５番８号
破産者　阪下　昌功
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６０３号
兵庫県西宮市六軒町２番２－209号
破産者　獅々原孝司
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第８４号
兵庫県西宮市里中町２丁目７番16－304号、前住所兵庫県宝塚市光明町２番２－206号
破産者　ラウンジティンカーベルことティアラこと　荒谷すみ江
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６４号
愛媛県今治市高市甲615－９、開始決定時の住所愛媛県松山市古川南２丁目１番24号　レオパレス古川Ⅱ207号
破産者　谷本　秀樹
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３０３号
愛媛県松山市西長戸町143番地３
破産者　渡部　雄二
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３０４号
愛媛県松山市西長戸町143番地３
破産者　渡部千惠美
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５２号
佐賀県唐津市大石町2421番地４
破産者　原　　三寿
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２５３号
佐賀県唐津市西城内３番28号　城内グランドマンション505号
破産者　今仁　康徳
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３０８号
佐賀県神埼市神埼町本堀3180番地２
破産者　吉田　和正
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係